

指定管理者 管理実績基本情報

評価期間 令和 2年 4月 1日～ 令和 3年 3月31日

施設名	和歌山市営片男波海水浴場駐車場	所在地	和歌山市和歌浦南3丁目1740
-----	-----------------	-----	-----------------

施設の設置目的	片男波海水浴場を利用する観光客の利便向上を図るため。
---------	----------------------------

指定管理者名	本市における拠点所在地
片男波海水浴場管理運営委員会	和歌山市和歌浦南3丁目1740

指定管理年数/指定期間	公募・非公募の別
平成29年4月1日～令和4年3月31日	非公募

施設利用の状況

利用者数	今年度	前年度	使用料収入 又は(単位:円) 利用料金収入	今年度	前年度
	136,860	146,059		8,399,500	10,283,000

減免件数	今年度	前年度	減免金額	今年度	前年度
	193	0	(単位:円)	73,500	0

指定管理業務に係る収支状況

(単位:円)

	項目	今年度	前年度	増減
収 入	指定管理料収入	5,764,000	5,711,000	53,000
	利用料金収入			
	自主事業による収入			
	その他			
	合計	5,764,000	5,711,000	53,000
支 出	人件費	5,156,637	5,194,900	△38,263
	需用費	213,377	131,000	82,377
	役務費	164,483	163,100	1,383
	公租公課	229,503	222,000	7,503
	合計	5,764,000	5,711,000	53,000
	【損益】 →	0	0	0

市の収支

(単位:円)

	項目	今年度	前年度	増減
収 入	使用料	8,399,500	10,283,000	△1,883,500
	合計	8,399,500	10,283,000	△1,883,500
支 出	指定管理料	5,764,000	5,711,000	53,000
	合計	5,764,000	5,711,000	53,000

指定管理者モニタリング実施項目

対象年度:【令和2年度】 管理施設名:【和歌山市営片男波海水浴場駐車場】 指定管理者名:【片男波海水浴場管理運営委員会】

評価項目	評価	
	適	不適
<b>1 住民の平等な利用を確保することができるものであるか</b>		
①施設の設置目的を十分理解しているか	○	
②情報公開に関する考え方及び方策はどうか	○	
③関係法令・条例・規則等の把握及び遵守に関する考え方及び方策はどうか	○	
④特定の団体や個人に偏らない平等・公正な利用ができるものとなっているか	○	
⑤苦情処理を適切に行えるものとなっているか	○	
<b>2 公の施設の効用を最大限に発揮することができるものであるか</b>		
①利用者の意見要望などを反映させる方策がとられているか	○	
②利用者に向けた新たなサービスの展開や質の向上が図られるか	○	
③利用者増加に向けた具体的な方策はどうか	○	
④従事者の資質向上についての方策はどうか	○	
<b>3 施設の適切な維持及び管理を図ることができるものであるか</b>		
①過度に利益を優先させるようなものになっていないか	○	
②施設及び備品類についての整備・保守・衛生管理についての考え方及び方策はどうか	○	
③定期的な自己点検・自己評価を行うか	○	
④個人情報保護に関する考え方及び方策はどうか	○	
⑤事故や犯罪防止に向けた安全管理の取組を行っているのか	○	
<b>4 施設の管理を安定して行う物的及び人的能力を有しているか</b>		
①指定管理者制度の趣旨を理解しているか	○	
②安定した管理体制を提供できる財政基盤はあるか	○	
③市の指示に対して適切に対応ができているか	○	
④人員の配置体制や従事者の管理監督に関する考え方及び方策はどうか	○	
⑤必要な有資格者等は適切に配置されているか	○	
<b>5 施設の管理に係る経費の縮減を図ることができるものであるか</b>		
施設の管理に係る経費の縮減に向けた取組を行っているか	○	
<b>6 その他</b>		
①災害等緊急時の対応策に関する考え方及び方策はどうか	○	
②環境保護に対する考え方及び方策はどうか	○	
③地元雇用及び地元調達等の考え方及び方策はどうか	○	
④労働関係法令の遵守をはじめ適切な労働環境の保持に向けた考え方及び方策はどうか	○	
⑤地域、NPO、ボランティア等との連携に関する考え方及び方策はどうか	○	
⑥提案者の社会貢献に関する活動実績はどうか	○	
⑦業務引継ぎに関する考え方及び方策はどうか	○	
⑧部分的に業務を第三者に委託する場合の業者選定・監理に関する考え方及び方策はどうか	○	